資料2-2

【資料2-1】宮崎市障がい者福祉関連施策について（令和7年度実績・令和8年度計画）

事前質問

項目 (№、事業名)	No.59　児童発達支援事業
質問内容	児童発達支援事業を卒園した学齢期のお子さんを観察して、基礎力や自立、般化が伸びてないケースに出会う。事業所の療育実態・効果の把握、評価を含めて、どのように市が考えているか聞かせてほしい。
回答 （障がい福祉課）	近年、児童発達支援の事業所数が急増し、身近な地域で支援を受けられる環境が改善した一方で、国においても「適切な運営や支援の質の確保」が課題として認識されております。 ご指摘のような学齢期のこどもにおける自立や般化に関するご懸念につきましても、市として、就学に向けた移行期における支援の充実は課題であると受け止めております。 各事業所の療育実態や効果の評価については、国のガイドラインに基づき、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点を用いたアセスメントと支援計画の作成、定期的なモニタリング、事業所の自己評価や「支援プログラム」の公表を通じた質の向上が求められます。 本市といたしましては、定期的な運営指導等を通じて、これらの一連のプロセスが規定とおりに行われているかを確認し、必要な指導を行っております。あわせて、地域の中核的役割を担う指定児童発達支援センター「すぴか」や基幹相談支援センター（そうだんサポートセンターおおぞら）を有する「宮崎市総合発達支援センター『おおぞら』」において、地域のサービス提供事業所や相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行うとともに、地域の体制強化を目的とした研修会や事例検討会等を実施して知識・技術の向上および人材育成を図るなど学齢期を見据えた効果的な支援体制づくりに引き続き努めてまいります。

項目 (№、事業名)	No.62　保育所等訪問支援
質問内容	保育所等訪問支援について疑問を持つ先生方に出会うことがある。 内容を聞くと、発達障害の基礎知識の無い対応や、エビデンスではなく感覚的に対応していたり、訪問支援技術を持たないであろう対応をしたりのケースに出会う。 訪問支援員さんの技術向上や、訪問支援員さんを客観的に評価する仕組みについて市の考えを聞かせてほしい。
回答 （障がい福祉課）	保育所等訪問支援におきましては、ガイドライン等に基づき、事業者による支援員の技術指導や、保育所等による「訪問先施設評価」を活用した客観的な支援効果の点検が求められております。 現状では、本市が個々の支援員の技術レベルを直接評価する仕組みはございませんが、支援の質の維持・向上は重要な課題であると認識しております。 本市といたしましては、地域の中核的役割を担う指定児童発達支援センター「すぴか」や基幹相談支援センター（そうだんサポートセンターおおぞら）を有する「宮崎市総合発達支援センター『おおぞら』」において、地域のサービス提供事業所や相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行うとともに、地域の体制強化を目的とした研修会や事例検討会等を実施して知識・技術の向上および人材育成を図るなど学齢期を見据えた効果的な支援体制づくりに引き続き努めてまいります。